

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の運営方針  
について

(平成13年4月16日廃棄物・リサイクル部会長決定)

事 項	
1 会議の公開及び出席者 (1) 会議の公開    (2) 代理出席等	<p>会議は、原則として公開するものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、専門委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会議を非公開とすることができる。</p> <p>委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。</p> <p>代理出席は認めない。会議を欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p>
2 会議録等 (1) 会議録の内容   (2) 会議録の配布   (3) 会議録及び議事要旨の公開	<p>会議録には、発言内容を精確に記載するものとする。 会議録の調整に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。</p> <p>会議録は、専門委員会に属する委員等に配布するものとする。</p> <p>公開した会議の会議録は、公開するものとする。 会議の議事要旨は、公開するものとする。 公開した会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行なうものとする。</p>
3 その他	<p>1及び2に規定するもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定めることができるものとする。</p>